

Q6:児童虐待通告の際は、どのように対応したらいいですか？

A6:「学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」(児童虐待防止法第5条)とされています。また、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければならない」(児童虐待防止法第6条)とされています。下記のフローに基づき、迅速な対応をお願いします。通告義務は守秘義務に優先します。

- ①「虐待かも?」と感じたら、迷わず相談・通告してください。
- ②「しつけのつもり」は保護者(虐待者)の言い訳です。
- ③複数で対応することがよい結果につながります。
- ④発見の瞬間から支援が始まります。
- ⑤親子関係の立て直し(再統合)が最終目標です。

